

後期高齢者の医療費と生活保護法63条の費用返還請求

（東京高裁令和2年6月8日判決
令和元年（行コ）第227号 生活保護法63条の規定に基づく費用返還請求処分取消等請求控訴事件）
判例タイムズ1478号31頁，賃金と社会保障1765号38頁

関 ふ佐子*

職権で高齢者に支給された生活保護費全額の返還を請求した区福祉事務所長の処分の取消しを相続人らが求めた訴えについて、後期高齢者医療などの被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるなどとして処分が取り消された事例。

I 事実の概要

1 (1) 平成25年9月11日，Y（被告・被控訴人，板橋区）立センターA高齢者相談係B職員らが78歳（生活保護開始時）の高齢者Cとその妻X₁（原告・控訴人。以下，CとX₁を「Cら」ともいう。）の自宅を訪問すると，既に救急隊員が到着しており，Cは，体温・血圧ともに高かったため，D病院に搬送された。同月13日，B職員らがCらの自宅を訪問した際，X₁の行方が分からなくなっており翌朝発見されたことから，X₁について短期入所生活介護の利用が開始された。

同月17日，地域包括支援センターなどの職員らがCらに対する今後の支援についてカンファレンスを行った。Cらは，手持ちの現金を持ち合わせておらず，預金通帳も紛失しているなど自ら財産を管理できない状況にあったため，成年後見の申立ての検討が妥当との結論に至り，必要な手続の準備を進めることにした。また，Cらの世帯は，自宅を所有し，Cにつき約250万円，X₁につき約

100万円の年金収入があり，生活保護基準額を上回る収入もあったものの，直ちに活用可能な資産がなく，必要な入院費などの支払いもできない状態であったことから，同職員らは，生活保護の受給について，福祉事務所に相談することにした。

B職員は，福祉事務所に対し，生活保護法（以下，「法」という。）25条による保護の開始を求めた。同月27日，福祉事務所の担当ケースワーカーは，Cと面会し，生活保護について，年金が引き出せるようになったら返還を求められることを含めて説明し，受給の意思を確認したが，Cは認知症が進んでおり会話が成り立たないという印象を受けた。Y福祉事務所長は，法25条に基づき職権で，10月11日，Cに対する保護の開始を決定した。

(2) 10月25日，B職員らは，認知症の疑いで保佐相当とするD病院医師作成のCの診断書を受領した。

11月14日，Yの社会福祉協議会が主催した権利擁護調整会議で，CについてY区長による成年後見の申立ての適否が検討され，(ア)法定代理人選任後に生活保護費の返還が予定されているため，なるべく早く成年後見の申立てを行う，(イ)後見類型での申立ての方が妥当である，(ウ)診断書は入院中の病院の別科の医師に作成を依頼するのが妥当であるとの結論となった。しかし，Cの診断書作成は各所から断られたため，診断書をB職員らが受領したのは平成26年1月28日であった。

2月17日，Y区長は老人福祉法32条に基づき，C

* 横浜国立大学 教授

についての後見開始の申立てを東京家庭裁判所に対してしたところ、3月11日、Cの後見開始の審判が確定し、Eが成年後見人に選任された。Cらは、Cの後見開始時において、合計2500万円余りの預金などを有していた。4月15日、Y区長は東京家庭裁判所に対し、X₁についても後見開始の申立てをした。

(3) 4月16日、Yの福祉事務所長は、同月1日付でCに対する保護の廃止を決定し、CとX₁は、同日付で後期高齢者医療の被保険者となった。

平成25年9月分から平成26年3月分までの保護費としては、586万4070円（うち医療扶助費489万7724円）が支給された。そこで、5月15日、Yの福祉事務所長は、急迫の場合などにおいて資力があるにもかかわらず保護を受けた者であったことから、Cに対して法63条に基づき支給した費用の全額の返還を求める旨の決定（以下、「本件返還決定」という。）をした。

その後、6月9日、X₁の後見開始の審判が確定し、同じくEが成年後見人に選任された。

2 (1) 7月7日、Cは、本件返還決定につき、東京都知事に対し審査請求をした。11月8日、Cが死亡したため、いずれも相続人であるX₁およびCの兄の子であるX₂、X₃（以下、「Xら」という。）が審査請求人の地位を承継した。平成27年9月11日、東京都知事は、審査請求を棄却する旨の裁決をした。Xらは、これを不服として再審査請求をしたが、平成28年5月31日、厚生労働大臣は、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。そこで、Xらは、Cが保護を受けていなかったならば後期高齢者医療の被保険者に該当し、医療費の自己負担割合は1割で、自己負担限度額は世帯当たり月額4万4000円までとなり、Cが負担しなければならなかった自己負担額は合計46万2760円となったはずであり、本件返還決定は裁量権を逸脱または濫用するものとして違法であると主張して、同年11月18日にその取消しを求める訴えを提起した。

(2) 令和元年7月30日、一審がXらの請求を棄却

したので¹⁾、Xらが控訴した。

II 判旨：原判決取消、請求認容、確定

① 「生活保護法63条は、……利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、……保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。同条が、返還額について……上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、まず自身の資産を活用することを求める保護の補足性の原則（同法4条1項）を踏まえて、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつも、生活に困窮する国民に最低限度の生活を保障し、その自立を助長するという同法の目的（1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、支給済みの保護費の範囲内において適切な返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。」

② 「生活保護法63条に基づく返還額……の決定については、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られる」。

③ 「平成24年課長通知²⁾は、生活保護法63条に基づく費用の返還については、原則として、本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除することができるものとしており、……こうした取扱いに合理性があるのは、公費を原資とする保護費によ

¹⁾ 東京地判令和元年7月30日判例タイムズ1478号38頁、賃金と社会保障1765号21頁。

²⁾ 厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号）p.3。厚生労働省の本通知を、以下では「平成24年課長通知」という。

る利得を被保護者にそのまま保持させることが補足性を要件とする同法の趣旨目的に反し、また、保護費の全額を返還させたとしても、同法による措置の過程を通じてみれば、保護の決定を経て、一旦支給を受けた保護費の分だけ後に返還を求められるだけのことであり、通常であれば、被保護者に格別の不利益が生じることは想起できないからであると考えられる。

④ 「これに対して、多額の医療扶助を含む保護費が支給されており、しかも、保護の決定自体が職権で行われている本件返還決定のような場合にあっては、保護費の全額の返還を求めることにより、被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか、生活保護法の趣旨目的に反する結果となっていないかなどの点について慎重な検討を要する。」

⑤ 「本件返還決定のように全額の返還が求められた場合、後期高齢者医療の被保険者となった後も、事後的にその填補を受けるなどの法律上の手当てがなく、他にその負担を求償・転嫁する手段も存在しないため、被保護者がその全額を最終的に負担する結果となって、その不利益は著しいものとなり得る。すなわち、被保険者であったならばその負担は月額4万4000円で合計46万2760円にとどまり、本件返還決定の対象とされた7か月の医療扶助の額489万7724円をこれと対比するとその負担の過大さは顕著である」。

⑥ 「担当ケースワーカーは、生活保護法63条の返還義務について……説明の重要性を理解しており、その上で、Cに対する説明を試みたものの、Cは認知症が進行して後見相当と考えられ、その説明を理解できていないという認識を持っていた」。「保護の実施機関にあたっては、実務上、公的な低利・無利子の貸付金を利用した方が本人の自立に役立つなどとして、資力があるにもかかわらず保護を受けようとする者に対して、生活保護法63条の取扱いを十分に説明して理解を得ることを求めている。」生活保護手帳別冊問答集では……生活福祉資金貸付制度等を活用すれば保護を受ける必要がなく…と説明されている。こうした「取扱いは実務の担当者」に周知され、浸透しているものと

認めることができる。」

⑦ 「行政手続一般において、不利益な処分を行う場合には、相手方に対して聴聞や弁明の機会の付与が求められていること（行政手続法13条参照）に鑑みれば、実質的に不利益を課す処分となり得る保護を行う場合にも、保護を受ける相手方に、保護を受けた場合の不利益の内容を説明して十分な理解が得られていることが、その不可欠の前提というべきである。」

「Cは認知症が進行しており……、不利益の内容について説明を尽くすのは、そもそも不可能又は困難な状況にあり、この点についてCの理解が得られていたとは認め難い。結局、Cにあっては、同人の意思とは関係なく、後期高齢者医療等の適用除外となって多額の医療費が発生しており、仮に減額がないまま医療扶助全額の返還を命じられるとすれば、保護が開始されなかった場合と比較して、何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じるものというべきである」。

⑧ 「社会保障制度が複雑に並立している中で、同条で費用返還をするに当たっても、各制度との関係に意を払い、制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、同条により返還すべき額を定めるに当たっても、上記のように健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」生活保護「法は、……同法による措置を通じて国民に広い意味での便益を提供することを本旨とするものであって、被保護者に多大な経済的不利益を与えること、ましてや十分な説明を受けず、その理解を得ないままに、そうした不利益を与えることを容認しているとは考えられ」ない。

⑨ 「Cは……一定の便益を享受したとみる余地があるにせよ、保護費の全額の返還を求められれば、その便益に到底見合わない経済的不利益を強いられることになるのであるから、その場合には実質的には便益の提供と評価することはできず、同法の趣旨目的に反する事態といわざるを得ない。……その不利益の程度が顕著である場合に、……上記のような事態を容認しているものと解す

ることはできない。」

⑩ 「本件返還決定は、保護決定に際して、給付される医療扶助について将来その全額の返還を求められ、著しい経済的不利益を被ることになるのに、Cに対してこの点についての説明がされておらず、少なくともその理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外されたものである。生活保護法の運用に当たっても我が国の社会保障制度全体の中でその運用を考えるべきであり、後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。」

⑪ 「Cが支払っていなかった後期高齢者医療の保険料についてもCが本来自己負担分として負担すべき金額として、返還する費用額算定に当たっては考慮すべきであると解される。」

Ⅲ 評釈

判旨におおむね賛成するが、一部疑問もある。

1 本判決の特徴・意義

法63条に基づく返還請求の可否が争われた事案は近年増加している〔畑中（2018）、pp.221-240、前田（2018）、pp.441-499、池谷（2017）、pp.241-268〕。本件は、認知症の高齢者Cが資産を引き出せず生活保護を受けた結果、医療扶助という形で受給した保護費の返還決定の適法性が争われた事例である³⁾。

本判決は、公的医療保険である後期高齢者医療

制度の被保険者であれば保障された費用について、生活保護費の返還請求処分が取消されたおそらく初めての事例であり、実務上重要な判決であろう。また、法63条は自立助長との関係で返還の是非を問われることが多いなか、本判決は一審を覆し、判旨⑩で、全額返還という著しい経済的不利益を被ることについて、Cの理解を得ないままに職権で保護の決定が行われたとした。そのうえで、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失して」いるとして、返還額の決定は、保護の実施機関の裁量権の範囲を逸脱した違法があると判断した点に本判決の特徴がある。

本判決は、高齢者が認知症の場合にどのようにして医療扶助を行うべきかを検討する素材を提供しているといえよう。

2 問題状況

法63条は、急迫保護が行われた者について、事後的に資力が発覚する場面を典型的な適用対象として想定している。本条は「先に行われた保護ではその当時の状況下においては正当だと認められたのであるから、処分自体はそのまま有効なものとして置き、ただ費用の関係だけは相手方に資力もあることだから、可能な限度で徴収しておきたいという場合」に依ずる規定であると説明されてきた〔小山（2004）、p.649〕。こうした趣旨目的をもつ本条をめぐっては、何が「利用し得る資産」に含まれるかという論点もあるが⁴⁾、本判決では返還額の決定が問題となっている。

法63条が「保護の実施機関の定める額を返還し

³⁾ 本判決の高裁の評釈として、黒田（2021）、pp.39-47、高木（2021）、pp.11-20、中益（2021）、pp.123-126、山川（2021）、pp.62-68、山川（2020）、pp.4-10、吉永（2020）、pp.34-37参照。

⁴⁾ 保護費の返還は、生活保護法の趣旨目的を勘案したうえで「利用し得る資産」の中から行われるところ、何が「利用し得る資産」に含まれるかが争われている。最三小判昭和46年6月29日判例時報636号23頁（賠償を直ちに受けることができない交通事故による損害賠償請求権は法4条3項の「利用し得る資産」にあたるとして、のちに賠償を受けることができるに至ったときは63条により費用返還義務が課せられると判断された）。そのほか、東京高判令和元年11月6日判例地方自治470号49頁、東京地判平成31年4月17日判例時報2427号3頁（生活扶助の障害者加算全額を返還すべき額とする返還金額決定処分の取消請求が認容された）、大阪地判20年12月10日判例タイムズ1298号125頁（未認知の子が取得した固有の遺族慰謝料と保険金の相続分が資力にあたるかが争われ、返還金額決定処分が取り消された）参照。

なければならない。」と定めていることから、返還額の決定は保護の実施機関である知事・市長の裁量に委ねられていると解されている。その趣旨は、既に支給された生活保護費の「全額を返還させることが不可能、或いは不適當である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたもの」と説明されている〔小山（2004）、p.650〕。

そこで、保護の実施機関の返還額の決定についての裁量権に対する司法統制のあり方が検討課題となる。本判決では、まさにこの点が論じられている。以下、本判決を検討していく。

3 本判決の検討

(1) 判断枠組み

法63条に基づく保護費の返還決定の適法性が争われたこれまでの裁判例は、当該決定を行う際の実施機関の裁量権の逸脱ないし濫用の有無を判断する枠組みをとっている⁵⁾。例えば、令和元年の福岡高裁判決は、「返還額の決定については……保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられ……違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し」と判断した。

他方で、平成25年の大阪高裁判決は、「保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、その判断が著しく合理性を欠く場合」を裁量権の逸脱・濫用としている⁶⁾。これに対して本判決は、判旨②で「違法となるのは、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合」と述べ、前出

福岡高裁判決に追隨して、前出大阪高裁判決の「著しく合理性を欠く場合」という枠組みを採用していない。前出大阪高裁判決よりも、密度を高めて裁量権の逸脱・濫用を判断する立場といえよう。

どのような場合に返還額の決定に合理性が認められるのか、保護の実施機関の裁量権の逸脱・濫用が認められるのかを判断する際に、近年の法63条をめぐる裁判例は、処分の内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くか否かを審査するという裁量権統制についての一般的な判断枠組みを採用している。実際、前述した令和元年の福岡高裁判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られる」としている⁷⁾。

判旨③は裁量権統制について判断するにあたって、「こうした取扱いに合理性があるのは、公費を原資とする保護費による利得を被保護者にそのまま保持させることが補足性を要件とする同法の趣旨目的に反し、……通常であれば、被保護者に格別の不利益が生じることは想起できないからである」として、通常であれば、平成24年課長通知に従う形の取扱いには合理性があるとする。そのうえで、判旨④は、一定の場合には慎重な検討を要するとした。すなわち、「多額の医療扶助を含む保護費が支給されており、しかも、保護の決定自体が職権で行われている本件返還決定のような場合」という事案の特徴を踏まえ、「被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置となっていないか」、「生活保護法の趣旨目的に反する結果となっていないか」といった点について慎重な検討

⁵⁾ 福岡高判令和元年7月25日判例地方自治455号72頁、同地裁・熊本地判平成30年3月30日判例地方自治455号81頁（特別障害手当の受給を理由としてなされた費用返還決定につき、決定を取消した原判決が取消され、請求が棄却された）。そのほか、東京地判平成29年9月21日判例時報2396号3頁、賃金と社会保障1696号41頁（必要経費の控除や医療扶助相当額の返還請求処分につき、処分の取消請求が棄却された）、東京地判平成29年2月1日賃金と社会保障1680号33頁（福祉事務所の過誤により生じた生活保護費の過支給の全額返還金決定などの取消しが争われ認容された。この裁判例の評釈として、笠木（2019）、pp.120-123）参照。

⁶⁾ 大阪高判平成25年12月13日賃金と社会保障1613号49頁（支給された障害基礎年金に相当する保護費相当額全額の返還処分の取消請求につき、請求を棄却した原判決が取消され、処分が取消された）。

⁷⁾ 福岡高判・前掲判例（注5）78-79頁。多くの裁判例にみられるこの判断枠組みを採用するものとして、例えば、東京地判令和元年11月20日D1-Law判例体系（失業給付金が収入認定されていなかったことによる過支給の保護費の返還決定の取消請求につき、請求が棄却された）参照。

を要すると判示している。

このように、本判決は、本件保護開始決定が職権決定であることに着目し、その場合に用いるべき判断枠組みを提示した。近年の裁判例と同様に、法の目的に照らして裁量権の逸脱・濫用を判断するとともに、予想外の不利益から衡平性に反する場合について判断した点が本判決の特徴である。

(2) 事実関係の検討

本判決は、後期高齢者医療と医療扶助の関係を踏まえて、判旨⑤以降で、本判決の事実関係を判旨④で示した判断枠組みに沿って検討している。まず判旨⑤で、全額の返還が求められた場合、後期高齢者医療の被保険者であった場合と対比すると、その負担の過大さは顕著であると認定している。次に判旨⑥で、担当ケースワーカーは、法63条の返還義務についてCに説明を試みたものの、認知症の進行からCは理解できていないとの認識を持ったとした。そして、判旨⑦で不利益の内容について、Cの理解を得られていたとは認めがたいと認定し、「何らの予告もなく著しい不利益を課されることになり、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事態が生じる」と判断した。

次に、判旨⑧で「制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、」法は生活保護「法による措置を通じて国民に広い意味での便益を提供することを本旨とし、「被保護者に多大な経済的不利益を与えること」は容認していないとした。続いて判旨⑨で、保護費の全額の返還を求められることを経済的不利益とし、「その場合には実質的には便益の提供と評価することはできず、同法の趣旨目的に反する」と判示している。

以上の検討を受けて、判旨⑩で、a) 医療扶助について将来その全額の返還を求められることなどについて説明されておらず、少なくともCの理解を得ないままに職権で保護の決定が行われた点、b) 社会保障制度全体のなかで生活保護の運用を考えるべき点を挙げた。そして、「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲

の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており、裁量権の範囲を逸脱した違法がある」と判断した。なお、判旨⑪で、Cが支払っていなかった保険料については返還額の算定に当たって考慮すべきとしている。

こうした判旨①～④の判断枠組み、判旨⑤⑧⑨および判旨⑩と⑪の結論にはおおむね賛成だが、判旨⑥と⑦には疑問が残る。認知症が進行した者には、そもそも説明をしても内容について理解を得ることが難しい場合があるからである。そこで、まず、社会保障制度全体との関係での裁量権の逸脱・濫用についての考慮要素を判示した判旨⑧と⑨を次の(3)で、これと関連する自立の助長との関係を(4)で検討する。続いて、Cの意思とは関係なく多額の医療費が発生し、何らの予告もなく著しい不利益を課されることは著しく妥当性を欠くと判断した判旨⑥と⑦について、特に判旨に疑問が残る点を(5)で検討する。

(3) 生活保護と社会保障制度全体との関係

判旨⑧と⑨は、社会保障制度全体のなかでの生活保護の運用について指摘している。別稿で整理したとおり、後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者は、保険給付の対象となる医療費の負担は一部負担金を限度とされており、高額療養費の支給によりその負担は更に軽減されている。この点、生活保護の被保護者については、後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者から除外されている（高齢者の医療の確保に関する法律51条1号、国民健康保険法6条9号）。他方で、被用者保険（健康保険、共済および船員保険）では、生活保護の被保険者は当該医療保険の被保険者などの地位を保ち、医療保険における患者の一部負担金について医療扶助が提供される。そこで、返還額は一部負担金を上限とする。

別稿で検討したとおり、後期高齢者医療制度や国民健康保険とほかの社会保険制度とで仕組みが異なる現行制度には各種の疑問が提起されている〔阿部（2001）、pp.124-126、石田（2001）、p.242、中益（2021）、pp.125-126、吉永（2020）、p.37〕。判旨⑧が、法63条にもとづき費用返還決定をする際

も、制度の狭間により国民に不当な不利益を負わせないよう配慮すべきとした点は注目されよう。健康保険などの被用者保険の被保険者であれば医療費全額の返還を請求されない点との公平性を加味する意義はある。医療の機会均等などから、被保護者を後期高齢者医療制度および国民健康保険から排除するのは望ましくないといった現行制度への疑問の声に鑑みると、「制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべきは当然であり、」返還額を定めるに当たって、「健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきである。」とした判旨⑧は妥当である。

（4） 自立助長との関係

保護費の返還決定に関する保護の実施機関の裁量権の範囲について、行政実務では、自立の判断を重要視する傾向に変わってきている。行政実務の指針となっている生活保護手帳別冊問答集の1988年版の問449では、「全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」と、「事情によっては」となっていた記述が変更された。同内容は現在まで踏襲されており⁸⁾、これは、平成24年課長通知に沿ったものである。

これまでの裁判例では、法1条の自立の助長との関係で、実施機関の返還額決定が、その裁量を逸脱・濫用していないかが判断されてきた⁹⁾。本判決の一番は、「費用の返還については、……全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合は、一定の額を返還額から控除することができるものと解され」とした。そして、Cらは「合計年額約350

万円の年金収入を有していたほか、……合計2500万円余りの預金等を有しており、Cに支給した保護費全額を返還対象としたとしても、Cら世帯の自立を著しく阻害するものとは認められ」ないと判断し請求を棄却した。

一番が認定したとおりCには2500万円の高額な貯金などがあり、586万4070円の保護費全額の返還が自立を著しく阻害するとはいえないとした一審の判断も一理ある。これまでの裁判例や行政実務と同様に自立の助長との関係で法63条を解釈した場合、Cの預貯金額などからすると、返還決定は適法との結論に至った可能性もあった。しかし、(3)で検討したとおり、現行制度は狭間が生じているという課題がある。「制度間の間隙によって国民に不当な不利益を負わせないように配慮すべき」という点を重視し、社会保障制度全体のなかでの生活保護の運用の仕方に留意して結論を導いた本判決の判断は評価できる。

（5） 説明と医療扶助

判旨⑥と⑦や次の⑩は、「Cに対してこの点についての説明がされておらず、少なくともその理解を得ないままに職権で保護の決定が行われ、後期高齢者医療の被保険者からも除外された」と述べ、説明をして理解を得れば後期高齢者医療の被保険者から除外しても良いような判断をしている。

行政の実務でも、「法第63条の適用に当たっては、……国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借り入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要がある」

⁸⁾ 生活保護手帳別冊問答集（2021）問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」、p.422。

⁹⁾ 例えば、福岡高判・前掲（注5）79頁、大阪地判平成29年5月11日判例地方自治435号80頁（障害基礎年金及び障害共済年金を収入とする保護費返還決定につき、市に対する各処分の取消請求が棄却された）、東京地判平27年3月10日D1-Law判例体系（生活保護費を上回る金額の障害基礎年金を週及的に受給するに至ったことを理由になされた保護費の返還決定につき、決定の取消請求が棄却された）、福岡地判平成26年3月11日賃金と社会保障1615・1616号112頁（生活保護費の過誤払いの全額の返還命令などにつき、処分の取消しが一部認められた）、福岡地判平成26年2月28日賃金と社会保障1615・1616号95頁（生命共済契約に基づき給付された入院給付金の費用返還決定につき、処分が取り消された）。

と注意喚起されている¹⁰⁾。しかし、説明をして理解が得られればよいのであろうか。

Cは認知症が進んでおり、成年後見人が選任されている。認知症の進行具合にもよるが、担当ケースワーカーは説明時に会話が成り立っていないという印象を受けており、Cには説明を尽くしても理解を得ることができない可能性がある。行政手続一般において求められる十分な説明をして理解が得られれば不利益は弱まるとして返還請求をする行政の取り扱いは、高齢者の職権による生活保護の開始が増えている実情にあわないのではないか。

そもそも、説明により理解を得ることができる者であったとしても、医療扶助以外に選択肢がないと考えた場合、10割返済せねばならないと分かっていたとしても、医療扶助を受けないという選択はしない可能性がある。または、自身の生命や身体の保障を天秤にかけながら、10割の返還を恐れて、医療サービスの利用を控えかねないという課題も残る〔中益(2021), pp.125-126〕。さらに、かかる医療費の額は予測が難しく、将来返還請求される額が不明なまま、これについて合意するのも難しいと研究会で指摘があった。

判旨④の「被保護者に予想外の不利益を与え、衡平に反する措置をとっていないか」を検討する判断枠組みからすると、この不利益性は、(4)で検討した後期高齢者医療制度との均衡などから認定できる。判旨⑥や⑦のように、費用返還請求の不利益性の判断にあたって、説明とその理解の有無を加味する必要はないのではないか。

4 残された課題

(1) 本判決の射程

判旨⑩は、「著しい経済的不利益を被る」「後期高齢者医療等の被保険者であれば負担を要しなかった範囲の保護費の返還を求める部分については、著しく衡平を失っており」と判断し、著しい場合に裁量権の範囲を逸脱した違法とした。すると、いくらであれば著しく衡平を失するといえる

のかが課題として残る。本判決では450万円弱の差額をCは請求されたが、この額がより低い場合も本判決の射程が及ぶかは定かではない。

経済的不利益は、医療費が高く公的医療保険の被保険者であったならば負担したであろう金額と返還請求額との差額が大きかった場合のみ生じるのであろうか。例えば、医療費の額自体は低額でも、被保護者の収入や資産などに占めるその割合が高いケースも著しい経済的不利益を被ることになるか否かは定かではない。本件はCの預貯金額が比較的高い事例だが、それでも著しい経済的不利益が認定されており、より預貯金額などが低い事例には本判決の判断枠組みが適用される可能性はある。

また、判旨④が挙げる「保護の決定自体が職権で行われている」場合以外が本判決の射程内かも定かではない。ただし、「本件返還決定のような場合」とすることから、職権保護でない場合も含まれる可能性はある。さらに、費用返還について本人の理解が得られる事例については直接の判断はない。

(2) 相談支援と専門家

本件は、職権で生活保護が開始されており、生活保護受給者の意思で医療扶助を受け続けた事例ではない。そうしたなか、B職員による後見相当の診断書の取得に時間がかかり、後見開始の申立てに6カ月程度を要し、時間がかかった結果生じた費用が返還請求された。こうした点などから、Xらは、Yの対応は、国または公共団体による法律の誠実な執行義務に違反すると主張した。本件のYの対応は、保護の実施機関の裁量権の範囲を逸脱した違法があるとまではいえず、Xらの主張を退けた一審の判断は妥当であろう。

控訴審でこの点について取り上げなかった判断も妥当だが、本件は、政策として検討すべき課題を提起するものとなった。例えば、本件では、後見人ではなく診断書のある保佐人の選任を申し立てていたならば預金をより早く引き出せた可能性

¹⁰⁾ 生活保護手帳別冊問答集(2021)問13-6「費用返還と資力の発生時点」, p.426。

はなかったのか。成年後見の市町村長申立てには、時間がかかるといったさまざまな課題も指摘されている〔神奈川県社会福祉協議会かながわ成年後見推進センター〕。

また、認知症の診断にもさまざまな課題がある。長谷川式など各種の判断スケールがあるほか、医師ごとに異なる判断がなされている。後見開始の審判に必要な認知症の適切な診断に向けて、医療関係者と法律関係者とが協働して検討する基準づくりが必要となろう。

さらに、後見開始の審判に必要な生活上の課題の検討などにおいては、社会福祉関係者と各関係者との協働も必要となろう。B職員や担当ケースワーカーの対応次第では、緊急小口資金といった生活福祉資金貸付制度などを利用することができた可能性もある。

行政がかかえる課題により、高齢者Cが生活保護からより迅速に脱却できなかつたとしたら、そこで要した費用を課すのはCにとって酷であろう¹¹⁾。高齢者を支える社会保障制度などは複雑化しており、高齢者の自立に向けて適切なサポートが高齢者に届かない場合もあり、専門家の養成も含めて、政策的に検討すべき課題は多い。

参考文献

阿部和光（2001）「公的扶助法における権利と法の構造」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第5巻 住宅保障法・公的扶助法』、法律文化社、pp.107-132。
池谷秀登（2017）『生活保護ハンドブック』、日本加除出版。
石田道彦（2001）「医療・介護と最低生活保障」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第5巻 住宅保障法・公的扶助法』、法律文化社、pp.236-258。

笠木映里（2019）「生活保護法63条に基づく過誤支給生活保護費返還請求処分の適法性」、『ジュリスト』Vol.1529、pp.120-123。
神奈川県社会福祉協議会かながわ成年後見推進センター（神奈川県）「成年後見制度市町村長申立てマニュアル2013 HP版」、http://www.knsyk.jp/s/shiryou/pdf/kouken_sityousontyoumousitate_manual2013_hp.pdf（2022年1月21日最終確認）。
黒田美重紀（2021）「判例報告」、『法律科学研究所年報』Vol.37、pp.39-47。
小山進次郎（2004）『改訂増補・生活保護法の解釈と運用』、全国社会福祉協議会。
（2021）『生活保護手帳別冊問答集』中央法規（「生活保護手帳別冊問答集」とする）。
高木佳世子（2020）「職権で生活保護が開始された成年後見申立て予定の認知症高齢者が後見開始後に受けた、医療扶助費全額を含む保護費返還額決定について裁量権の逸脱濫用とした事例」、『賃金と社会保障』Vol.1765、pp.11-20。
中益陽子（2021）「急迫事例における医療扶助と生活保護法63条に基づく費用返還」、『ジュリスト』Vol.1559、pp.123-126。
畑中祥子（2018）「生活保護法63条に基づく費用返還請求のあり方」、『白鷗法学』Vol.25、No.1=2、pp.221-240。
前田雅子（2018）「生活保護法第63条に基づく費用返還」、『法と政治』Vol.69、No.3、pp.441-499。
丸谷浩介（2013）「生活保護法63条による費用返還」、『週刊社会保障』Vol.2710、pp.44-49。
山川幸生（2020）「生活保護法63条による「医療費10割返還」を違法とした東京高裁令和2年6月8日判決について」、『賃金と社会保障』Vol.1765、pp.4-10。
———（2021）「生活保護法63条による「医療費10割返還」を違法とした東京高等裁判所判決」、『実践成年後見』Vol.90、pp.62-68。
吉永 純（2020）「職権保護の場合の法63条返還金に関し医療扶助費全額の返還決定を取消した判決」、『季刊公的扶助研究』Vol.259、pp.34-37。

（せき・ふさこ）

¹¹⁾ 保護実施機関の故意過失と法63条について、丸谷（2013）参照。